

議事概要

1 会議名	令和5年度第2回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開催日時	令和6年2月14日(水) 10:25~11:30
3 開催場所	太宰府市役所 4階大会議室
4 出席者名	浅野委員(会長)、小野委員、松大路委員、道下委員、大森委員、須田委員、松山委員、杉原委員、阪本委員、瀬戸口委員、池田委員
5 議題	<p>【審議事項】</p> <p>(1)景観重要建造物の指定について</p> <p>(2)だざいふ景観賞について</p> <p>【報告事項】</p> <p>令和5年度の普及啓発活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観・歴史のまちウォーク ・景観パネル展
6 内容	
	<p>【審議事項(1)】景観重要建造物の指定について</p> <p>事務局 ※事務局より内容説明</p> <p>1. 陶山家靱蔵 2. 光明寺本堂</p> <p>委員 景観重要建造物として指定されることに異議はないが、1件目の陶山家靱蔵について、概要になまこ壁と書いてあるが、なまこ壁は瓦を貼り付けて白漆喰で押さえたものなので、これはなまこ壁の模様をつけた、あるいはなまこ壁風の模様をつけたと書かれないと誤解を招くと思う。本物ではないというのを区別してほしい。</p> <p>事務局 確認してこの文言を修正する。</p> <p>委員 2件目の光明寺本堂について、修理というのは外観が変わってしまう修理なのか。</p> <p>事務局 瓦を全て取り替えるもの。柱なども腐食していたので修理するが、基本的に文化財的な価値を落とさない程度の修理。修理を終えてそれを見た場合も屋根瓦が新しくなったなどと思われる程度で基本的な外観の変更はない。</p> <p>会長 文化財そのものという問題ではなく、景観ということなので完全にそのまま保存とい</p>

	う要請はしていない。景観上の重要建造物として評価できるかどうかの問題である。
委員	陶山家靱蔵について、靱を保存する蔵として使われてきたと思うが、現在までこのまま使用されてきたのか、何か転用されてきたのか、あるいはこのような形で現存しているということか、保存のいきさつがあれば聞きたい。
事務局	現時点では靱蔵としてではなく、倉庫代わりに使用している。この周辺に他にも農家があり、景観重要建造物となりうる蔵はあるが、全て日田街道から外れたところであり、唯一陶山家靱蔵は日田街道に面しているため、景観上の重要性があると考えます。
会長	先ほども言ったように文化財指定とは異なるので、用途が何であるかは関係ない。外観がちゃんとしていてそのままの状態であればいいという考え方である。
事務局	光明寺については、写真に写ってないが、手前の道に面するところの土塀について平成 25 年に景観重要建造物の第 1 号に指定している。
会長	通りから一番先によく見えるから、土塀を先に指定した。
会長	それでは、この 2 件に関して一括して承認でよろしいか。意見がなければ、この 2 件に関して指定するのが適当であると当審議会で決定する。
委員	承認。
	【審議事項(2)】 だざいふ景観賞について
事務局	※事務局より内容説明
会長	令和 5 年度中にこの審議会で基本的な実施要項を固めて、新年度から募集、審議、最終審査を令和 6 年度末までにかけて進めていく予定。前回の議論の結果を事務局で整理した。このような形での実施を考えたいと思う。
委員	審議会委員の一次審査で選ばれた作品と市民人気投票で一番だった作品は同じでも大丈夫か。また、一次審査の結果と市長賞が重複した場合はどうなのか。
事務局	市民の人気投票及び審議会の一次審査の結果は、この審議会で最終審査を行うときの参考資料となる。この両方の結果を踏まえて、最終審査で議論して決定する。 市長賞と重複した場合も基本的には同じ。 そこに関しては、最終審査資料を作成後、10 月から 11 月の審議会で最終的に決定する。この時までには市長の選考と一次審査がうまく分かれるようにしたいと思う。

委員	小学生の人気投票をやめる理由は。
事務局	だざいふ景観賞に対しての周知は行うが、文部科学省通達による教員の負担軽減のため、前回のように学校に投票箱を設置して集めてもらうという事は行わない。ポスター、チラシを渡すだけになるかもしれない。
委員	応募件数が少ないことが問題になっていたようだが、ここ数年何件くらいきているのか。
事務局	第6回の応募作品が9件。その前が13件。第1回目は79件。前回の第7回は、所有者の承諾を事務局ですするという応募者の手間を省いたため、88件の応募があったが、所有者が分からない物件もあり、有効件数は29件に減った。それでも前々回の9件に比べると増えている。太宰府市は面積がそれほど広くないため、対象が限られており、目減りしている可能性もある。
委員	応募作品が少ない場合、どういう時間的手順でカバーするのか。
会長	過去に応募されて俎上に挙がっていないのがたくさんある。その案件を事務局で判断し、俎上に挙げていく。前回までは、所有者のないものは対象から外していたが、それをやめることになったので、かなりの応募作品数が残っている。
委員	実施要項（案）の応募対象・条件で5項目挙げられているが、建築基準法などに適合しているかどうか現物を見ても分からない人もいると思う。それを調べてまで応募するのは敷居が高いかもしれない。また、所有者の承諾を得るというのも同じで、所有者にわざわざ聞いて応募するのは敷居が高い。過去にだざいふ景観賞を受賞していないということも過去のだざいふ景観賞を確認する応募者にひと手間かかる。応募数が減る要因になると思うので、この3項目については募集要項に書かなくてもこの審議会で落とせばいいのではないかと思う。条件が多いとあまり前向きに応募する気持ちがわからないのではないか。
委員	確認してから応募してというのではなく、例えば、応募しても選考するときに建築基準法に適合していないとか、所有者の承諾を得られない場合、受賞できないということを経験してつけるのもいいのではないか。記載しないのではなく、応募が取り消されることもあるという、後付条件のような書き方もある。
事務局	最終的にこの審議会の俎上にあげる時点ではクリアしておくのは当然だが、応募の時点で応募対象条件のこの3項目をどうするかについては皆様の意見を踏まえて、事務局でやり方、段取りを含めて検討し、最終案として実施要項を作成する。
会長	最終審査をするときはこれが要件であるということはこの場で確認しておきたい。ま

	<p>た、応募を呼びかけるときに、応募したのにはずされてしまった、何で？ということにならないよう、やはり注意書きとしては書いておいたほうがいい、ということですね。</p>
委員	<p>応募対象条件の 2 項目にある「緑化」という言葉は非常に抽象的だと思う。先ほどの審議事項の中で景観重要建造物が多数指定されているが、景観重要樹木はまだ 1 件も指定されていない。そういった現状を踏まえると、「緑化」ではなく、「樹木」と具体的に書いた方がいいのかなと思う。</p>
会長	<p>「緑化」というのは分かりにくいですが、川沿いの桜並木とかそういったものを意識しているので、「樹木」と限定してしまうと少し違う面があるので事務局で検討しておいてください。</p>
事務局	<p>前回の応募チラシに理解しやすいよう考えて、例えをたくさん記載した。市民が分かりやすい表現にしたい。意見を踏まえ事務局内で検討する。</p>
委員	<p>第 6 回が応募作品 9 件に減少、第 6 回以前も少なかった。第 7 回が募集の方法を変えて 88 件の応募で 29 件が有効件数ということだが、第 6 回のやり方に戻すという考えでよいか。そうすると、応募作品が少なくなることが容易に予想されるが、そうなることは前提と考えてか。</p>
事務局	<p>全ての実施方法を第 6 回に戻すわけではなく、第 7 回から応募方法を一部電子化したり、周知方法を SNS などを利用する等変更している。また、毎年実施していたのが 2 年に 1 回に変更になった分も、応募作品が増えたように感じる。</p>
事務局	<p>第 7 回では応募を増やすために所有者の承諾条項をなくした結果、たくさんの応募があったが、所有者の承諾を全て事務局側で行い、かなりの事務負担となった。そこで、今回は、応募する際所有者の承諾は取ってもらい、仮に応募数が少なければ過去の応募作品 3 回分をプラスして市民に人気投票をしてもらうというように考えている。</p>
会長	<p>募集要項の書き方が難しいが、所有者がない景観でも景観賞の対象にはできるという考え方をとるようになってきている。6 回目はそうじゃなくてあくまでも所有者のあるものということになっていたのも、そこは変わってはきている。所有者の承諾を得ると書いてあるがそもそも所有者が存在しない場合、この部分は空白になる。いただいたいろんな意見をもう一度事務局で整理したうえで、最終の募集要項にまとめたい。最終的な実施要項については私に一任してほしい。</p>
委員	<p>(了承) 異議なし。</p>

【報告事項】令和5年度の普及啓発活動について	
	<p>※事務局より内容説明 2件の活動について報告</p>
委員	<p>景観・歴史のまちウォークに参加しようと思ったが、3時間歩くのはきついと思い参加しなかった。2時間にすれば参加者が増えるかもしれない。</p>
委員	<p>そういうことを懸念する人もいるかもしれない。募集する時、ここからここまで目安30分で歩く、ここで休憩20分とか休憩時間を入れた大まかなスケジュールを載せるとこれなら参加できると思う人が増えるかもしれない。</p>
委員	<p>景観・歴史のまちウォークは、次年度以降も継続するのか。</p>
事務局	<p>担当レベルでは続けていきたいと考えるが、この参加人数で費用対効果はあるのかという内部での意見もある。ただ、景観・歴史のまちウォークは一昨年始めたばかりなので、景観を地道にPRして諦めずにやることも大事だと思う。</p>
委員	<p>応募するときはHPと広報で一般の方向けに参加を募っているということだが、ある団体とか特定のところに案内をするという考え方もいいのかなと思う。宅建協会とか不動産を取り扱う会社の方々を知っていただくと土地の売買になった時とか建物を建てる時などに、景観について認識があれば、気を付けてもらえるし、普段から市にも相談があつてるとは思うが、そういう勉強会的な形でもいいと思う。</p>
委員	<p>ウォークの時、解説者はついているのか。解説者がいる場合、解説者名を広報などに掲載しているか。解説者によっては来たいと思う人もいるのではないか。</p>
事務局	<p>解説者は市の担当者が行っている。広報に名前などは載せていない。</p>
委員	<p>様々な団体がまちウォークというイベントをしている。まちウォークというイベントが多くてその中で埋没してしまう。共同でする等まとめることができるといい。</p>
委員	<p>太宰府アカデミーという事業に、全国からやってきて4~500人いる。景観だけじゃなく、歴史というのも入っているが、興味ある人は多い。ウォークイベントは、色々な団体が色々な形でやっているの、どこどこの団体と共同で誰々さんが解説されとかにするだけで興味がわくかもしれない。</p>
事務局	<p>景観・歴史のまちという歴史が含まれているが、共同して解説員にお願いすると歴史の話になってしまう。担当する景観に重きをおきたいという考えがあるため、共同で実施すると、目的が半減してしまう。</p>

委員	景観・歴史のまちウォークを開催するときに景観のテーマは公表しているのか。
事務局	歩くコースと景観まちづくりについてという形で載せている。
委員	テーマを決めて、〇〇の物語の景観を紹介する、みたいな人の心をつかむようなキャッチフレーズを入れるほうがいいのでは。自分の地元を知らない人も多いので地元の人も参加してほしいと思う。
委員	景観ということに特化するのであれば、素晴らしい、望ましい景観だけではなくて、これは問題だ、違反だみたいなものも行政がやるのは非常に問題があるが、景観がテーマのウォークでは、こういうところが決められているのか、こういうところは工夫されているのかとかネガティブな内容でも勉強という意味ができる。
委員	参加者について、特定の団体などをターゲットにしようと言っていたが、景観に特化してテーマを決めた場合、例えば、家をリフォームしたい人とか、そういう方々に美しいもので歴史的な街並みを維持した上でリフォームしている物件も多いので見てもらえる。他には、不動産関係の方とか建築デザインを勉強している学生にアピールすると、ある程度の参加者が見込める。こういうリフォームをすると美しい景観でお客様に喜ばれるとか商売的にもつながれば町の経済的な活気も出てきていいと思う。
会長	かつて建物の色が不適格であったものを直してもらって景観賞の特別賞をあげたことがある。そういう写真を見てほしい。空港から太宰府市に向かって車で走っていると、市境を超えて太宰府市に入った途端に窓から見える風景が落ち着いたものになっていることに気づく。ちゃんとその目で見ればわかる。そういうことを理解してほしいので啓発は必要。それから、太宰府で景観と言っているが、香りとか音の話になかなかアプローチできていない。目で見ただけではなく、梅の時期に梅の香りを嗅ぎながら梅林を見て回るというのも景観といえる。そういうアピールがしたい。
事務局	(閉会挨拶)